



平成21年1月6日

各 位

東京都世田谷区代沢五丁目2番1号
東邦薬品株式会社
代表取締役社長 濱田 矩男
(東証第一部 コード番号8129)
問い合わせ先
執行役員
経営企画室長兼広報・IR室長
石井 護
(電話 03-4330-3732)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年2月13日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、平成21年4月1日(予定)をもって、当社の医薬品卸売事業と調剤薬局事業の管理事業を吸収分割の方法により、当社の完全子会社の東邦ホールディングス株式会社(平成21年4月1日付で東邦薬品株式会社に商号変更予定)とファーマクラスター株式会社にそれぞれ承継させ、当社を持株会社とする持株会社制に移行する予定であります。これに伴い、商号を東邦ホールディングス株式会社に変更し、グループの経営機能の役割を担うため事業目的に所要の変更を行うものであります。なお、当該変更につきましては、平成21年2月13日開催予定の臨時株主総会に付議される「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決され、かつ吸収分割の効力が生じることを条件として、平成21年4月1日をもって、その効力が生じるものいたします。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日付で施行されたことに伴い、当社定款第7条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 決済合理化法の施行に伴い、「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことにより実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除ならびに修正を行うものであります。
- (4) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、付則に所要の規定を設けるものであります。
- (5) 条文の削除に伴う条数の繰り上げおよび文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商 号) 第1条 当社は東邦薬品株式会社と称し、英文では<u>TOHO PHARMACEUTICAL CO., LTD.</u>と表示する。</p>	<p>(商 号) 第1条 当社は東邦ホールディングス株式会社と称し、英文では<u>TOHO HOLDINGS CO., LTD.</u>と表示する。</p>
<p>(目 的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (新 設) 1. ～23. (本文省略) (新 設) (新 設) (新 設)</p>	<p>(目 的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 <u>1. 次の事業を営む国内外の会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。</u> <u>(1) ～ (23)</u> (本文は現行どおり) <u>2. グループ会社に対する経営コンサルティング業</u> <u>3. 不動産の売買、賃貸借、仲介・斡旋、鑑定評価および管理業務</u> <u>4. 前各号に付帯または関連する一切の事業</u></p>
<p>(株券の発行) 第7条 当社は株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 ① (省 略) ② 当社は、前条の規定にかかわらず<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(単元株式数) 第7条 (現行どおり) (削 除)</p>
<p>(単元未満株主の権利制限) 第9条 当社の単元未満株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. ～3. (省 略)</p>	<p>(単元未満株主の権利制限) 第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. ～3. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人) 第10条 ① (省 略) ② <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他の株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人) 第9条 (現行どおり) (削 除)</p>
<p>(株式取扱規程) 第11条 <u>当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程) 第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p>
<p>付 則 (新 設)</p>	<p>付 則 第2条 ① <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u> ② <u>当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u> ③ <u>本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第3条 <u>第 1 条および第 2 条の変更は、平成 21 年 4 月 1 日をもってその効力を生じるものとする。なお、本付則第 3 条は、効力発生日経過後はこれを削除する。</u></p>

3. 日 程

定款変更のための臨時株主総会開催日

定款変更の効力発生日

平成 21 年 2 月 13 日 (金)

平成 21 年 2 月 13 日 (金)

ただし、第 1 条 (商号) 及び第 2 条 (目的) の変更については、平成 21 年 2 月 13 日 (金) 開催予定の臨時株主総会に付議される「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決され、かつ吸収分割の効力が生じることを条件として、平成 21 年 4 月 1 日 (水) に効力が発生するものいたします。

以 上